



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—ASU第2015-03号「債券発行コストに関する表示の簡素化」を公表

FASBは2015年4月7日、債券発行コストに関する表示を簡素化することを目的として新たな基準書¹を公表した。この基準書により、U.S. GAAPにおける債券発行コストに関する表示がIFRSとより整合的になる。

【主な内容】

- 認識された債務に関連する債券発行コストは、債券のディスカウントに関する表示と同様に、債務から直接控除する形で財政状態計算書に表示される。
- 公開企業は、この会計基準書アップデート(Accounting Standards Update, ASU)を、2015年12月16日以降開始する会計年度及びそれらの会計年度に含まれる期中期間から適用する。その他の企業は、2015年12月16日以降開始する会計年度及び2016年12月16日以降開始する会計年度に含まれる期中期間から適用する。

【主な影響】

- 債券発行コストは、関連する債務からの資金を受領する前に生じる場合を除き、別個の資産として計上されなくなる。

【債券発行コストに関する表示】

現行のU.S. GAAPのもとで債券発行コストは、資産として財政状態計算書に計上され、利息費用として償却される²。このASUは、債券発行コストを、債券のディスカウントまたはプレミアムに関する表示と同様に、関連する債務の帳簿価額から直接控除する形で財政状態計算書に表示することを義務付けている。債券発行コストは、引き続き実効金利法を用いて償却され利息費用が計上される。

1 FASB ASU第2015-03号「債券発行コストに関する表示の簡素化」 www.fasb.org より入手可能。

2 FASB ASC paragraph 835-30-45-1から45-3、835-30-55-8 www.fasb.org より入手可能。

設例1: ASUの適用前及び適用後の債券発行コストの表示

ある企業が201X年12月31日に、2年後を満期とする額面1,000,000ドルのゼロクーポン債を1人の投資者に907,030ドルで発行する。同日に、この企業に発行コストが25,000ドル発生し、投資者ではない当事者に支払う。

201X年12月31日における債券発行コストの表示は、現行の規定及び新たな基準書に基づく以下のとおりになる。

	既存の基準書	新たな基準書
債券発行コスト(資産)	\$ 25,000	\$ n/a
ゼロクーポン債	\$ 1,000,000	\$ 1,000,000
計算利子率5%に基づく未償却の ディスカウントを控除	92,970	92,970
未償却の債券発行コスト	n/a	25,000
債券(純額)	\$ 907,030	\$ 882,030

KPMGの見解

債券発行コストに関連する債務から直接控除する形で表示することは、FASB概念書 (Concept Statement) 第6号パラグラフ237の内容と整合する。このパラグラフでは、債券発行コストは債券のディスカウントと同様に、実質的に調達金額を減少させ実効金利を上昇させるとしている³。また、コストが将来の経済的便益をもたらさないため、債券のディスカウントが資産ではないことと同じ理由で、債券発行コストも資産ではないとも示されている。さらに、ASUのもとでの表示により、第三者及び債権者への手数料費用を含む取引コストを金融負債の帳簿価額から控除し、独立した資産として計上しないことを義務付けるIFRSとの整合性が改善する。

FASBは、債券発行コストが発生しているにもかかわらず、関連する借入債務の金額が財務諸表に計上されていない状況(例: 資金を受領する前にコストが発生するケース)においては、借入債務が計上されるまで債券発行コストを資産として財政状態計算書に計上することとしている。

このASUは、債券発行コストの表示の簡素化に限定されている。債券発行コストの認識及び測定に関するガイダンスは、このASUの影響を受けない。例えば、転換オプションまたは負債性金融商品の交換・条件変更による第三者コストを会計処理する際の債券発行コストに関するガイダンス(それぞれ、ASC paragraph 470-20-30-13及びASC paragraph 470-50-40-18)は変更されない。企業は他の会計処理のガイダンスの要求に応じ、債券発行コストを債券のディスカウントとは別に捉える必要がある。

債券発行コスト及び債券のディスカウントは、いずれも従来どおり実効金利法を用いて償却されるため、ASUの適用による損益計算書への影響はない。

3 (FASB概念書第2号の改訂を含む)FASB概念書第3号を差し替えるFASB概念書第6号「財務諸表の構成要素」www.fasb.org より入手可能。

【移行措置及び適用日】

ASUは、財務諸表におけるすべての過去の期間の表示に遡及適用することを求めている。企業は移行に際して、以下の事項を含む、会計原則の変更に伴う開示を行うことが義務付けられる。

- 会計原則の変更について、その内容及び理由
- 移行の方法
- 遡及的に調整した過去の期間に関する情報についての説明
- 変更により財務諸表の表示科目に与える影響（債券発行コストに関する資産、及び債務）

公開企業は、新たな規定を、2015年12月16日以降開始する会計年度及びそれらの会計年度に含まれる期中期間から適用しなければならない。

その他の企業については、2015年12月16日以降開始する会計年度及び2016年2月16日以降開始する会計年度に含まれる期中期間から適用しなければならない。

全ての企業は、未だ公表されていない財務諸表について、新たな規定を早期適用することを選択できる。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Apr. 2015 No. 15-14をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようにご注意願います。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関し、ご質問等がございましたら、
エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。